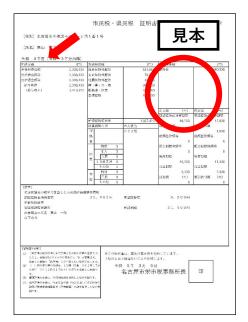
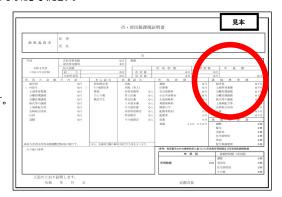
○ 所得・課税証明書(原本のみ・コピー不可)

- ・ 申請身分に応じた家計支持者のものを提出してください
- ・申請時において最新の証明書を提出してください。
- ・「収入額」と「市・県民税額」、各種控除、扶養人数が明記されているものを提出してください。
- ※ 収入 (所得) がない方は、収入 (所得) がないことを証明するために提出してください。
- ※ 発行する自治体(市区町村)によって証明する様式や名称が異なりますので、取得の際は 十分注意してください。
- 例1:名古屋市の場合



- 例2:京都市の場合
- ・ 所得金額や課税額について証明する書類について種類がありますので、間違えないようにしてください。
 - 市·府民税課税証明書【全項目証明】(提出可)
 - 所得金額と課税額と控除の内訳の証明
 - 所得がない方、市・府民税が課税されていない方で 課税資料が提出されていない場合、空白のものが発行されます。 (自治体によっては「非課税証明書」という名称のことがありますが、 京都市の場合は「非課税証明書」という証明書は発行していないそうです。



- ×市·府民税所得証明書(提出不可)
 - ・ 所得金額の証明
 - ・ 市・府民税の課税情報の記載がないため不可



- × 市·府民税課税証明書【課税額証明】(提出不可)
 - ・ 課税額の証明
 - ・ 収入情報の記載がないため不可



- × 市·府民税課税証明書【課標証明】 (提出不可)
 - ・ 課税額と課税標準額の証明
 - ・ 収入情報の記載がないため不可



○ その他

- ×納税証明書(提出不可)
 - 課税額の証明ではない
 - ・ 収入情報の記載がない
- × 給与所得に係る市民税・県民税 特別徴収額 決定・変更通知書(提出不可)

